

本書発行後、表記のミスが見つかりました。以下のように訂正をさせていただきます。

■P38 本文の 6 行目

(訂正前) この場合、「講演する」という債務の債務者である。講師は、

(訂正後) この場合、「講演する」という債務の債務者である講師は、

■P48 本文の 1 行目

(訂正前) 詐害行為取消請求は、訴訟外で行うことも、訴訟で行うこともできる。

(訂正後) 詐害行為取消請求は、訴訟外ではなく、訴訟で行う(改正民法 424 条 1 項本文)。

■P96 本文の下から 6 行目

(訂正前) 債権譲受人が相当の期間を定めて債権譲受人に対して～

(訂正後) 債権譲受人が相当の期間を定めて債権譲渡人に対して～

■P144 本文の下から 2 行目

(訂正前) 債務者に帰責事由があっても、債務者は契約を解除することができる。

(訂正後) 債務者に帰責事由がなくても、債権者は契約を解除することができる。

■P168 本文の下から 2 行目

(訂正前) 貸主は使用貸借契約を解除することできる旨が新たに規定されている

(訂正後) 貸主は使用貸借契約を解除することできる旨新たに規定されている

※2017 年 10 月 3 日